（伐採を実施するために必要な施設）

**第二条**　（略）

（事業計画に記載することができる事項）

**第三条**　法第四条第四項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　伐採樹種

二　伐採立木材積

三　伐採の期間

四　伐採後の造林の方法別及び樹種別の造林面積

五　伐採後に植栽する樹種別の植栽本数

（申請の期間）

**第六条**　法第二十四条の農林水産省令で定める期間は、森林所有者等が樹木採取権の設定を受けた日の翌日から起算して一年とする。ただし、天災その他法第二十四条の規定による申請をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2　前項ただし書の場合における申請は、その理由がやんだ日の翌日から起算して一月以内にしなければならない。

**附　則**

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

## ○農林水産省令第四十九号

樹木採取権登録令（令和元年政令第百四十八号）の規定に基づき、樹木採取権登録令施行規則を次のように定める。

令和元年十二月十九日

農林水産大臣　江藤　拓

## 樹木採取権登録令施行規則

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　登録記録等
　第一節　登録記録（第四条―第八条）
　第二節　登録に関する帳簿（第九条―第十四条）
　第三節　雑則（第十五条）
第三章　登録手続
　第一節　申請書記載事項及び添付書面（第十六条―第二十二条）
　第二節　登録申請の手続
　　第一款　申請（第二十三条―第三十条）
　　第二款　受付等（第三十一条―第三十五条）
　　第三款　登録済証（第三十六条）
　第四節　登録名義人が登録済証を提出しなければならない登録（第三十七条）
　第五節　登録済証の提出がない場合の手続（第三十八条・第三十九条）
第六節　樹木採取区図（第四十条・第四十一条）
第七節　登録すべきものでないとき（第四十二条）
第三節　表題部の登録事項（第四十三条―第四十八条）
第四節　権利部の登録事項
　第一款　通則（第四十九条―第五十八条）
　第二款　抵当権に関する登録（第五十九条―第六十七条）
　第三款　信託に関する登録（第六十八条・第六十九条）
　第四款　仮登録（第七十条―第七十二条）
第五節　雑則（第七十三条―第七十七条）
第四章　登録事項の証明等（第七十八条―第八十四条）
附則

## 第一章　総則

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　添付書面　登録の申請をする場合において、樹木採取権登録令（以下「令」という。）第十七条本文若しくは令第二十四条の規定、第三章の規定又はその他の法令の規定によりその申請書と併せて農林水産大臣に提出しなければならないものとされている書面をいう。

二　嘱託書　令第十二条第一項に規定する登録の嘱託において、同条第二項において準用する令第十三条の規定により嘱託者が農林水産大臣に提出しなければならない書面をいう。

三　順位事項　第五十条第一項の規定により権利部に記録される番号（以下「順位番号」という。）及び同条第二項の規定により権利部に記録される符号をいう。

四　樹木採取区図　樹木採取区の所在地及び面積を示す図面をいう。

五　申請書　申請書記載事項を記載した書面をいう。

六　樹木採取権番号　第四十四条の規定により表題部に記録される番号、記号その他の符号をいう。

（登録の前後）

**第二条**　登録の前後は、登録記録の同一の区（第四条第二項の甲区又は乙区をいう。以下同じ。）にした登録相互間については順位番号、別の区にした登録相互間については受付番号による。

（付記登録）

**第三条**　次に掲げる登録は、付記登録によってするものとする。

一　登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録

二　次に掲げる登録その他の令第二十九条に規定する場合における権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録

イ　債権の分割による抵当権の変更の登録

ロ　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百九十八条の八第一項又は第二項の合意の登録

ハ　民法第三百九十八条の十二第二項に規定する根抵当権を分割して譲り渡す場合においてする極度額の減額による変更の登録

ニ　民法第三百九十八条の十四第一項ただし書の定めの登録

三　登録事項の一部が抹消されている場合においてする抹消された登録の回復

四　抵当権を目的とする権利に関する登録（処分の制限の登録を含む。）

五　抵当権の移転の登録

六　登録の目的である樹木採取権等の消滅に関する定めの登録

七　民法第三百九十三条の規定による代位の登録

八　買戻しの特約の登録